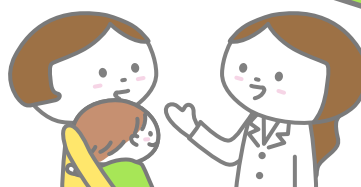




こどもの健康



新生児聴覚スクリーニング検査費用助成

難聴の早期発見は、その後の言語発達に大きく影響します。生後3日頃に、出産した病院等で早期発見のために新生児聴覚スクリーニングを受けましょう。令和6年度から、検査にかかった費用の助成が受けられます。新生児聴覚スクリーニング検査を受け、難聴の発見遅れを防ぎましょう。

対象者 松阪市に住民票があり、令和6年4月1日以降に新生児聴覚スクリーニング検査を受けた新生児

助成回数 1人につき1回 **助成額** 上限3,000円

- 助成方法**
- A. 協力医療機関等で検査を受けられた場合
受検後、医療機関窓口でお支払いをいただく際、助成額を差し引いた額でお支払いいただきます。
 - B. A以外の医療機関等で検査を受けられた場合
受検後、医療機関窓口で全額をお支払いください。その後、6か月以内に松阪市へ申請することで検査費の全部または一部が助成されます。

三重県先天性代謝異常検査費用負担補助

先天性代謝異常検査は生後4～7日の赤ちゃんを対象に行っています。先天性代謝異常の病気のなかには、早期発見早期治療により、障がいなどの発生を防ぐことができます。三重県で検査している病気(20疾患)についての検査費用は三重県が負担します。採血及び検体送付にかかる費用は保護者負担となります。

1か月児健康診査受診費助成

1か月児健康診査は赤ちゃんの成長や発達が順調か、病気が隠れていないかなどを確認したり、保護者の方の心配ごとや気になることを確認できる大切な機会です。令和6年度から1か月児健康診査受診費の助成が受けられます。1か月児健康診査を受けて、赤ちゃんの成長を確認しましょう。

対象者 松阪市に住民票があり、令和6年4月1日以降に1か月児健康診査を受けた乳児

助成回数 1人につき1回 **助成額** 上限4,000円

- 助成方法**
- A. 松阪市内協力医療機関で受診をされた場合
受診後、医療機関窓口でお支払いをいただく際、助成額を差し引いた額でお支払いいただきます。
 - B. A以外の医療機関で検査を受けられた場合
受診後、医療機関窓口で全額をお支払いください。その後、6か月以内に松阪市へ申請することで健診費の全部または一部が助成されます。



4 か月児・10 か月児健康診査（個別健診）

生後4か月と10か月は発達・発育をみるうえで適切な時期です。母子保健のしおりにある「乳児一般健康診査受診票（結果票）」を使い健診を受けましょう。

実施場所 三重県内協力医療機関

1 歳 6 か月児健康診査（集団健診）

※1歳6か月頃、対象のこどもに郵送で個別通知を行います。

内 容 問診、歯科健診、身体計測、小児科健診、相談（子育て・歯みがき・栄養等）

日 程 個別通知をご確認ください。 **実施場所** 健康センターはるる

★ブックスタート事業（松阪図書館）

こどもと保護者がゆっくり向き合うきっかけとなるように、絵本が入ったブックスタート・パックをお渡しします。

3 歳 6 か月児健康診査（集団健診）

※3歳6か月頃、対象のこどもに郵送で個別通知を行います。

内 容 尿検査、屈折検査（眼科）、問診、目や耳のアンケートチェック、歯科健診、身体計測、小児科健診、相談（子育て・歯みがき・栄養等）

日 程 個別通知をご確認ください。 **実施場所** 健康センターはるる

エリア	お問い合わせ先	TEL・FAX
市全域	こども家庭センター（健康センターはるる内）	TEL:0598-20-8087 FAX:0598-26-0201
嬉野三雲管内	嬉野保健センター	TEL:0598-48-3812 FAX:0598-42-4945
飯南管内	飯南地域振興局 地域住民課	TEL:0598-32-8020 FAX:0598-32-3771
飯高管内	飯高地域振興局 地域住民課	TEL:0598-46-7112 FAX:0598-46-1092

予防接種

感染症になるのを防ぎ、かかったとしても症状が軽くすむようにしてこどもを守る助けになるのが予防接種です。

予防接種法にもとづく定期の予防接種は、対象年齢内は無料で受けられます。かかりつけ医と相談の上、計画的に接種しましょう。

接種時には、予診票と母子健康手帳が必要です。転入や紛失等で予診票がない場合は、発行手続きが必要ですのでお問い合わせください。

実施場所 三重県内協力医療機関

◆ 県外で予防接種を希望する場合（こどもの定期接種）

里帰りや長期入院等の特別な事情により、三重県外で定期予防接種を希望される場合、費用の助成が受けられます。

予防接種を受ける前に下記のお問い合わせ先窓口にて申出書の提出または松阪市ホームページから電子申請してください。

申請場所●お問い合わせ先 健康づくり課 保健予防係 TEL:0598-31-1212 FAX:0598-26-0201